同号ロ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十四」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同号ニ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十四」に改め、同号ニ(1)及び(2)を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十五」に改め、同号ハ(1)及び(2)を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、百分の十三を乗じて得た数

第四条の四第一項第一号に次のように加える。

ヘ　当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、百分の十三を乗じて得た数

第四条の四第一項第二号ニ中「の前年度」及び「のうち同年度において収納された額」を削り、「及びロ」を「からハまで」に、「ハ及びニ」を「ニからヘまで」に改め、同号イ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十五」に改め、同号イ(1)及び(2)を削り、同号ロ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十四」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同号ニ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十四」に改め、同号ニ(1)及び(2)を削り、同号ホとし、同号ハ中「(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合」を「百分の十五」に改め、同号ハ(1)及び(2)を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、百分の十三を乗じて得た数

第四条の四第一項第二号に次のように加える。

ヘ　当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、百分の十三を乗じて得た数

附則第四条の表第四条の四第一項第一号イ及びロの項中「第四条の四第一項第一号イ及びロ」を「第四条の四第一項第一号イからハまで」に改め、同表第四条の四第一項第二号イ及びロ、第七条第一項第一号及び第二項、第八条第一号並びに第十二条第一項第一号の項中「第四条の四第一項第二号イ及びロ」を「第四条の四第一項第二号イからハまで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条の四第一項及び附則第四条の表の規定は、平成二十七年度分の繰入金から適用する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百十一号

精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第二条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「一万五百六十円」を「一万三千百二十円」に、「一万六百八十円」を「一万三千百九十円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条の四の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の三の表算定政令第四条の四第一項第一号及び第二号の被保険者の総数の項中「及び第二号」を削り、「における各月末」を「の保険料の賦課期日」に改め、「における被保険者」の下に「（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）」を加え、「の合計数を十二で除して得た数」を削り、同項の次に次のように加える。

算定政令第四条の四第一項第二号の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数

第六条の三の表算定政令第四条の四第一項第一号の介護納付金賦課被保険者の総数の項中「における各月末」を「の保険料の賦課期日」に改め、「における介護納付金賦課被保険者」の下に「（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）」を加え、「の合計数を十二で除して得た数」を削り、同表算定政令第四条の四第一項第二号の介護納付金課税被保険者の総数の項中「における各月末」を「の国民健康保険税の賦課期日」に改め、「における介護納付金課税被保険者」の下に「（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）」を加え、「の合計数を十二で除して得た数」を削り、同項の次に次のように加える。

算定政令第四条の四第一項第一号ハの被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数

第六条の三の表算定政令第四条の四第一項第一号ハの介護納付金賦課被保険者の数の項中「算定政令第四条の四第一項第一号ハ」を「算定政令第四条の四第一項第一号ニ」に、「同項第三号ロ」を「同項第三号ハ」に改め、同表算定政令第四条の四第一項第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数の項中「算定政令第四条の四第一項第一号ニ」を「算定政令第四条の四第一項第一号ホ」に、「同項第三号ロ」を「同項第三号ハ」に改め、同項の次に次のように加える。

算定政令第四条の四第一項第一号ヘの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数